

## 傷病手当金を支給申請される方へ

### ■ 傷病手当金とは

被保険者が業務外の病気やケガの療養のため仕事を休み、その間に給与を受けられないとき、生活を保障するために給付される保険給付です。

申請内容については、傷病名や受診・投薬状況、過去の受給履歴等を確認し、必要に応じてご本人様や医療機関等へ照会を行ったうえで、**当組合が総合的に審査し、支給の可否を決定します。**

▶ [よくある質問はこちら](#)      オリックスグループ健康保険組合（<https://www.ogkenpo.or.jp>）

### ■ 支給要件（以下の要件をすべて満たすこと）

<b>1</b>	<b>業務とは関係のない病気やケガのため療養中であること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上、通勤災害によるもの（労災保険の給付対象）や病気とみなされないもの（美容整形など）は支給対象外です。</li> <li>・ 療養に専念し、労働力の早期回復を図ることが主な目的であるため、病気やケガの治療を行い、正しく療養に専念することが必要となります。</li> </ul>
<b>2</b>	<b>仕事につけないこと（医師が労務不能と認めた場合）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養担当の意見等を基に、被保険者の仕事の内容を考慮して判断されます。</li> </ul>
<b>3</b>	<b>3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日間休んだことを「待期間」と言い4日目から支給されます。</li> <li>・ 待期には、有給休暇や公休日も含まれます。</li> </ul>
<b>4</b>	<b>会社から報酬（給与）の支払いがないこと</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与の支払いがあっても傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。</li> </ul>

### ■ 傷病手当金の支給調整

<b>1</b>	<b>給与等の支払いがある場合</b> <p>休業中に会社から報酬（給料・諸手当・交通費など）が支払われている場合は、支給されません。ただし、報酬額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。</p>
<b>2</b>	<b>出産手当金と傷病手当金を同時に受ける場合</b> <p>出産手当金の支給が優先されます。ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。</p>
<b>3</b>	<b>障害厚生年金・障害手当金を受けている場合</b> <p>同一傷病での障害厚生年金等の受給額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。</p> <p>◎以下のうち、該当する書類の写しをご提出ください 「手当金支給決定通知書」「年金証書」「年金決定通知書」「年金額改定通知書」等の写し (年金の受給金額が改定された場合は、すみやかにオリックスグループ健康保険組合までご連絡ください)</p>

### ■ 支給期間

支給開始日から通算 1年6か月

支給期間中の復職期間、有給休暇などの不支給日数は支給期間に含まれません。

### ■ 申請書類の提出時期/注意事項

傷病手当金の申請書は申請期間の**翌月からの受付**となります（**当月中は申請できません**）

#### 注意事項

- ① 申請期間を過ぎてから医師の証明を得た後に、本籍会社の人事（休職担当者様）宛てにご提出ください  
(病院を転院する場合は申請書を分けて作成し、それぞれの病院で医師の証明を受けてください)  
(2回目以降の申請は、オリックスグループ健康保険組合HPにて提出先をご確認のうえ提出をお願いします)
- ② 生活保障を目的とする保険給付のため、「ひと月ごと（暦月単位）」に申請ください
- ③ 記入漏れや添付書類の不足等がないか、ご提出前にご確認ください  
(記入漏れや添付書類の不足等がある場合、傷病手当金の支給が遅れますのでご注意ください)

### ■ 傷病手当金の支給日

原則、20日（祝日・休日の場合は前営業日）に指定の口座へ銀行振込みします。

- ・ 振込名義人は、オリックスグループ健康保険組合（オリックスグループケイシー）です。
- ・ 健康保険法に基づき審査を行うため、お支払いまでお時間をいただきます。

なお、支給決定は審査終了後となりますので、支給可否・支給額についての**電話・メールでの回答はいたしかねます。**

### ■ 支給決定通知書の交付（健保のWebサービス「マイページ」の新規利用登録のお願い）

支給が決定した場合は、健保「マイページ」にお知らせします。

（審査の結果、全部または一部 不支給が決定された場合、不支給分につきましては書面にて通知します）

- ・ 初回申請されるまでに、「マイページ」の新規利用登録をお済ませください。

▶ [ログイン・新規利用登録方法はこちら](#)

▶ [個人メールアドレスを追加したい場合はこちら](#)

- ・ オリックスグループ健康保険組合 <[info@ogkenpo.jp](mailto:info@ogkenpo.jp)>から「マイページ」にご登録されたメールアドレス宛にメールで通知します。
- ・ 「マイページ」にログインし、支給金額等、支給決定通知書の内容をご確認ください。